

令和5年 滑川町農業委員会 第5回総会 議事録

召集月日	令和5年5月17日(水)				
開 会	令和5年5月25日(木) 午前9時25分				
閉 会	令和5年5月25日(木) 午前10時00分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中14名出席、0名欠席)					
1	神田 徳子	出 席	8	西 澤 泉	出 席
2	吉 田 昇	出 席	9	赤 沼 裕	出 席
3	齋 藤 哲 男	出 席	10	金 子 修 治	出 席
4	北堀 高茂	出 席	11	杉 田 京 子	出 席
5	高 柳 幸 夫	出 席	12	宮 島 正 重	出 席
6	田 幡 只 夫	出 席	13	金 井 茂	出 席
7	贄 田 基 司	出 席	14	井 上 富 子	出 席
農地利用最適化推進委員 (9名中9名出席、0名欠席)					
下福田	小 林 幸 夫	出 席	伊 古	能 見 義 夫	出 席
上福田	堀 口 幸 男	出 席	中尾・水房	石 川 光 男	出 席
山 田	贄 田 昭 雄	出 席	羽尾1	大 塚 幹 雄	出 席
土 塩	杉 田 美 信	出 席	羽尾2	須 澤 郁 夫	出 席
和泉・菅田	紫 藤 清 司	出 席			
参 与 者			書 記	菅 野 真 未	
<p>議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。</p>					
会議録署名委員	2番	吉 田 昇	3番	齋 藤 哲 男	

第 5 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 20 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 3	議案第 21 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 4	議案第 22 号	令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について

顛 末

○開 会

事 務 局 皆さん、おはようございます。令和5年第5回の農業委員会総会を始めさせていただきます。農業委員、農地利用最適化推進委員の欠席はありません。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。北堀会長、宜しくお願い致します。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。令和5年第5回の総会にお忙しい中、ご出席頂きまして大変ありがとうございます。

田植も各地域で本格的に始まりました。先日の22、23日は雨が降り、まさしく恵みの雨となり心配なく植え付けが出来ると思います。ただ、ここの所は朝と日中での寒暖差が激しいので体調管理に気を付けて頂ければと思います。

また、コロナが5月8日から2類から5類に移りインフルエンザ並になり、行事が復活しコロナ前の状況に戻りつつあり喜ばしく思います。

また、本日提案された議案ですが、慎重審議をお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

事 務 局 ありがとうございます。それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第4条で会長は会議の議長となり議事を整理するとございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、宜しくお願い致します。

議 長 はい。滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、14名中14名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和5年滑川町農業委員会第5回総会は成立を致しました。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中9名でございます。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号2番の吉田委員、議席番号3番の齊藤委員にお願い致します。なお、会議書記は事務局の菅野主任にお願い致します。以上で日程第1を終わります。

○議案審議

議 長 日程第2、議案第20号「農地法第3条について」を議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは事務局より、議案第20号「農地法第3条(委員会)について」をご説明いたします。今月の申請件数は2件、合計1,024㎡になります。それでは申請番号1を説明、朗読させて頂きますので、議案書の1頁、図面は議案第20号資料1と記載されているものをお手元にご用意下さい。それではご説明致します。番号1申請地は比企郡滑川町大字○○○字○○○×××番×××、畑、農振農用地、436㎡になります。譲渡人は○○○町大字○○○×××番地×××、□□□様です。譲受人は○○○町大字○○○×××番×××、□□□様です。申請者の町内の経営規模については、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、営農規模拡大のため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第3条に関しては、農業委員会で許可をすることになりますが、審査基準としまして同法3条2項に該当した場合、法的に許可をしてはならないことになります。それは、経営状況調査等をもとに判断となります。補足となりますが、申請地は譲受人が現在利用権設定を行い耕作している農地となります。取得する農地適正利用を含めての審査になりますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

3 番 1班班長3番齊藤です。現地調査を5月20日土曜日、農業委員4名、推進委員2名、合わせて6名にて行いました。詳細のご報告は、井上委員さんからお願いいたします。

14 番 1班14番、担当委員の井上です。現地調査の報告をさせていただきます。申請場所は、〇〇〇を右折して×××目の信号を右折して、〇〇〇の脇を通り、〇〇〇線を〇〇〇方面に向かって、×××目の信号を右折して、×××m程行ったところを左折して、さらに×××m程行った左側が申請地です。面積は436㎡です。譲渡人の□□□様の農地を譲受人の□□□様が取得して耕作するためです。理由書がありますので読ませて頂きます。今回の申請地〇〇〇字〇〇〇×××番地×××の農地を取得する経緯につきましては、土地の所有者である□□□様は農業経験がなく、耕作に必要な農機具等も持っていないため、自分で耕作することが難しく、たまたま親戚である私に農地の利用について相談がありました。農業経営の規模を拡大したいと考えていたため、今回私が農地の取得をすることに決めました。私は現在も農作物を耕作しており、妻も農作業を手伝ってくれるので、可能な限り農業を続けていきたいと考えております。以上が理由書となります。農機具につきましては、トラクター1台、管理機2台、トラック1台、常用草刈り機1台を所有しています。畑には野菜が作っており、半分はブドウが植えてあります。田んぼは作業を委託しております。□□□様が耕作している農地につきましては、一筆面積が狭く、保全管理としている土地がございますが、それ以外についてはきちんと耕作されております。また、先ほど事務局からも説明がございましたが、申請地は現在利用権を設定して、譲受人の□□□様が耕作しているため問題はないかと思われまます。以上です。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 ○○○地区担当推進委員の□□□です。先ほど担当委員さんから詳しく説明がありましたが、5月20日9時より現地調査に行きました。調査結果は、農地はよく整理されており、野菜など作られていて、別に問題はないと思われます。境界杭も確認ができ、問題はないと思います。以上で報告を終わります。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、申請のとおり議案第9号番号1について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第20号番号1については、申請のとおり許可と決定致しました。

議 長 続きまして議案第20号番号2についての説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 それでは申請番号2を説明、朗読させていただきますので、同じく議案書の1頁、図面は議案第20号資料2と記載されているものをお手元にご用意下さい。それではご説明致します。番号2申請地は比企郡滑川町大字○○○字○○○×××番×××、畑、農振農用地、588㎡になります。譲渡人は○○○町大字○○○×××番地×××、□□□様です。譲受人は○○○町大字○○○×××番地×××、□□□様です。申請者の町内の経営規模については、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、農業後継者として経営していくため、贈与により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第3条に関しては、農業委員会で許可をすることになりますが、審査基準としまして同法3条2項に該当した場合、法的に許可をしてはならないことになります。それは、経営状況調査等をもとに判断となります。補足となりますが、議案書の譲渡人と譲受人の経営面積が同じ数字となっているのは、

二人が親子であり、同一世帯となっているためです。取得する農地適正利用を含めての審査になりますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございます。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

7 番 はい2班班長7番の贄田です。5月19日金曜日午前9時より、農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名で、申請者立会いのもと現地調査を実施いたしました。詳細につきましては、私が担当ですので引き続き説明させていただきます。申請地は、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××の畑588㎡で、申請者の自宅から×××mほど行った場所になります。場所は〇〇〇の〇〇〇の前の町道×××号線を東に向かいまして、×××mほど行ったところ右側に曲がり、×××mいった左側にあたります。申請人の□□□さんは49歳で耕作面積は田が10,230㎡、畑4870㎡で、父親と中間管理機構や利用権の設定により、主穀単一経営を大規模に行っている農業者です。耕作されている農地を確認しましたところ、狭小地で斜面のため耕作困難な場所が1ヶ所ありましたが、その他は良好に管理されていました。今回の申請は農業経営者として経営していくために贈与により農地の所有権を取得したいということであります。申請理由を述べさせていただきます。私は農業を営む両親と私ども夫婦、子供で同居しております。近い将来、農業を受け継ぐものとして、今日まで父親の農業を可能な限り手伝ってまいりました。父も高齢となり、重労働が続く農作業は体に負担が大きくなっています。さらに、昨年末より体調は思わしくなく、ますますの農作業が厳しくなってきました。このため今年の3月に勤めていた会社を退職し、本格的に農業に従事しています。父親と相談したところ、父が健在の間に段階的に農業経営を私に委譲していくことになりました。以上の理由により父所有の農地を私に移転いたしたく許可申請いたします。といった内容です。取得する畑は、現況が畑になっており、取得後こ

れまで同様の畑として利用していきます。農薬を使用する場合は、周辺の作物に影響を与えないように配慮し、地域の防除基準に従いますとのことであります。農機具はトラクター2台、田植え機2台、コンバイン2台、乾燥機2台を所有しております。この案件ですが、特に問題なく適当とあると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。他には。

推進委員 ○○○地区推進委員□□□です。申請案件の農地は、北側と東側と南側は道路になります。西側は雑種地になります。また譲受人は、譲渡人の次男と一緒に農地の耕作に携わっていますので農地が申請者に移っても農地の維持管理を継続され、周辺農地への支障はないものと思われます。以上です。

議 長 ただいま班長さん、担当地域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、申請のとおり議案第20号番号2について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第20号番号2については、申請のとおり許可と決定致しました。日程第2議案20号は以上となります。

議 長 日程第3議案第21号、農地法5条についてを議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局より議案第21号農地法第5条(知事)についてをご説明いたします。今月の申請件数は1件、418㎡の転用申請が審査対象となります。番号1を説明、朗読させていただきます。議案書は2頁、図面は議案第21号資料1-①から②と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号1、申請地は比企郡滑川町大字○○○字○○○×××番×××、畑、農振地域内の農地、418㎡になります。農地の区分は10ha以上の一団の連たん農地であるため、第1種農地と判断致します。第1種農地は原則不

許可ですが、本件は所有者と親族関係を有する者が専用住宅を建築する目的で、集落に接続する形で計画されるものであるため、例外規定の地域の農業の振興に資する施設と判断し、申請を受けております。申請人ですが譲渡人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様となります。申請事由ですが、使用貸借権30年を設定し、自己用住宅を建築したいため、転用をしたいという申請となります。なお、本申請地は、以前に農振農用地、青地の農地でしたが、令和4年10月28日に区域除外がされています。ご審議の程宜しくお願い致します。

- 議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。
- 3 番 3班班長12番宮島です。5月20日土曜日午前8時より、3班農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名で現地調査を実施いたしました。詳細につきましては、担当委員である西澤委員にお願いしたいと思います。
- 8 番 はい、3班8番西澤です。担当委員として説明いたします。申請場所ですが、〇〇〇の交差点を〇〇〇方面に向かい、×××キロほど進んだ左側になります。理由書がありますので、読ませていただきます。現在、私は実家に両親と兄と子供2人の計6人で住んでおります。子供も16歳と17歳になります。将来のことを考え、自己居住用の専用住宅建設を決意した次第であります。除外申請時にも、実家の近くにいくつかの土地を探し、検討しましたが要望の土地は見つかりませんでした。今回の申請地は角地で前面道路も10m以上あり、排水も農業集落排水に放流可能な場所となります。申請地は父の所有する土地で、実家の近くになります。将来は親の面倒を見る予定であり、最適な場所と考えております。現在私は持ち家や自己用住宅を建設することが可能な土地は所有しておりません。以上のような理由ですので、許可のほどよろしく申し上げます。理由書は以上ようになります。□□□

氏の所有する農地を、□□□氏が 30 年間の使用貸借し自己用住宅を建設するための 5 条申請になります。2 人の関係は親子になります。申請地の境界も確認できております。申請書に建設計画書排水計画書が添付されております。建設計画書は明確で、排水は農業集落排水接続し、雨水につきましては敷地内処理となっております。周辺に被害が生じた場合は、□□□氏が責任をもって対処していただけることになっております。資金計画書は事務局にて確認しているとのことです。調査の結果この転用はやむを得ないと考えられます。以上になります。

議 長 はい、ありがとうございます。他には。

推進委員 ○○○地区推進委員□□□です。周辺農地については、耕作農地が広がっており住宅建築は注意すべき箇所と考えますが、申請地は東側と南側の道路に接した形で、隣地は宅地と畑になっておりますが切土盛土もなく、周辺の農地に与える影響はほとんどないと考えられます。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、申請のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 21 号番号 1 については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付致します。日程第 3 議案 21 号は以上となります。

議 長 日程第 4、議案第 22 号「令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」を議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 22 号「令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」をご説明いたします。議案書は 3 頁、議案第 22 号資料①をお手元にご用意

ください。平成 28 年 4 月 1 日の改正より、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動や実施事業の状況について、ホームページ等で公表することが法定化されております。また、令和 4 年 2 月 2 日付けの局長通知（3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知）により「農業委員会による最適化活動の推進等について」を定め、各農業委員会は、最適化活動の実施状況の公表に当たり、最適化活動の目標の設定等に取り組むこととされました。公表は各年の 6 月末までに実施することとされているため、各年度の初めに昨年の活動の点検・評価を行います。本総会で内容の承認をいただければ、事務局で町ホームページ等での公表に向けた事務作業を行っていく予定です。それでは、内容の説明をさせていただきます。資料は前年度の農業委員会の活動結果のまとめという形になります。1「農業委員会の現在の体制」については現在の委員の内訳について記載しております。2「農家・農地等の概要」については、直近の農林業センサスと耕地及び作付面積統計に応じた数値が記載してあります。次の頁の「Ⅱ 1 (1) 農地の集積」についてご覧ください。こちらは、農地等の利用最適化の取組について、人・農地プラン等に基づく農地の利用集積・集約がどの程度進んだかを見るための項目です。簡単に説明しますと、認定農業者等ほどの程度農地の集積・集約ができたかをまとめたものになります。新規集積面積 13ha を目標としておりましたが、実績としては 2.5ha となっております。全体的な結果として、集積面積の累計が 194ha から 193ha となり、1 ha が減少しております。原因としましては、大規模に耕作している農業者が、規模を縮小したものが理由と考えられます。次の「(2) 遊休農地の発生防止・解消」をご覧ください。令和 3 年度の利用状況調査で判明した遊休農地について、解消面積を 5.0ha を目標としておりましたが、解消実績は 11.1ha となりました。今後も農地の有効利用を図り、遊休農地としないため今後も継続的に農地パトロール等の活動が必要と考えられます。次の「(3) 新規参入の促進」をご覧ください。こちらは、新規に農業経営を始めた方についてまとめたものです。

令和4年度の新規就農者は、0のため参入実績0経営体となっております。また、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積は0haとなります。農地所有者からの公表の同意や、地元等で新規就農に意欲をもった方について情報がありましたら、引き続きお声がけをよろしく願いいたします。次の「2最適化活動の活動目標」は皆様に行っていただいた、最適化活動の強化月間と新規参入相談会への参加の実績についてまとめたものとなりますので、詳しい説明は省略いたしますが、ご覧いただければと思います。全体的な評価として、設定した目標対して期待を上回る結果が得られたという形になりました。次の「Ⅲ事務の実施状況1と2」については、総会の開催実績と権限委譲を受けた事務の内容の報告事項となっております。昨年度に行った農業委員会所管の事務事項の件数や内容については記載のとおりとなりますので、こちらも説明は省きますが確認をお願いいたします。次の「4違反転用への対応」についてご覧ください。現在注意をすべき違反農地は0.96haであり、前回より0.05ha減少しております。農業者の方に、自分が所有している農地であっても権利移動や用途を変える場合は、手続が必要となるということを引き続き周知していくことが必要であると考えられます。全ての内容について詳細に説明はできませんでしたが、この内容でご承認いただけるのであれば、こちらの内容でホームページ等での公表をさせていただき、県等にも報告させていただきます。なお、その際、書き方等の調整が発生した場合については、事務局で微調整を行うことについてご了解いただければと思います。説明が長くなりましたが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま事務局より詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

それでは、無いようですので、この件について説明内容について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので議案第 22 号については、承認とさせていただきます。日程第 4 は以上になります。

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了致しました。それでは、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和 5 年第 5 回総会は、閉会することに決定致しました。ご協力ありがとうございました。

事務局 北堀会長、議事進行お疲れ様でございました。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。それでは、総会を終了させていただきますので、神田職務代理より閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。

職務代理 寒暖差の激しいこの頃ですが、ご出席をいただき慎重審議をありがとうございました。令和 5 年第 5 回総会を閉会致します。お疲れさまでした。

会 長 どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和5年6月26日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 吉 田 昇

署名委員 齋 藤 哲 男